

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

第8条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第77条第1項」を「第77条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成25年4月1日から適用する。